

26消安第2835号
平成26年9月1日

各都道府県知事
各地方農政局長
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター 理事長
関係団体

宛

農林水産省消費・安全局長

「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）の一部改正について

牛由来の原料を原料とする肉かす等については、牛海綿状脳症（BSE）の発生に伴い、「肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年10月1日付け13生畜第3388号生産局長・水産庁長官通知）により、飼料及び肥料に係る肉骨粉等の製造及び工場からの出荷の一時停止措置を要請しているところです。

飼料規制の徹底により現在はBSEの発生リスクが大きく低減していることを踏まえ、牛由来の原料を原料とする肉骨粉については、本年1月に肥料の製造・出荷の一時停止の要請を解除したところですが、今般、牛由来の原料を原料として生産される肥料について、利用の再開を行うこととし、肥料取締法施行規則の一部を改正する省令（平成26年農林水産省令第47号）及び平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第1条第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）等を本年9月1日に公布し、10月1日に施行することとしました。

このうち、平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第1条第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）第2項に規定する農林水産大臣の確認に関する基準等について、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）を別紙のとおり一部を改正して定めることにしたので、関係機関に対し周知徹底を図らねたい。

なお、本通知は平成26年10月1日から施行する。ただし、平成26年9月1日農林水産省告示第1146号（肥料取締法の規定に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件）附則第2項の規定により同告示の施行前に行われる大臣確認にあっては、この通知の発出の日から施行する。